

○宇部工業高等専門学校受託研究取扱要領

平成16年4月1日
制 定
平成23年6月14日
改 定
平成25年3月12日
改 定

(趣 旨)

第1条 宇部工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の実施については、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成16年規則47号、以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要領の定めるところによる。ただし、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体であるときは、その定めを検討した上で優先する。

2 本校との受託研究において、規則でいう「理事長」とあるのは「校長」と読みかえるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 受託研究 外部からの委託を受けて行う研究であつて、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- 二 委託者 本校に当該受託研究を委託する者
- 三 研究担当者 本校において研究を受託する教職員

(受入条件)

第3条 受託研究は、次の各号に掲げる条件を付して受け入れるものとする。

- 一 委託者が一方的に受託研究を中止することができないこと。
 - 二 受託研究に要する経費は、原則として当該研究の開始前に納付すること。
 - 三 委託者が納付した受託研究に要する経費は、特別な場合を除き、返還しないこと。
 - 四 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
 - 五 止むを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においてもその責を負わないこと。
 - 六 受託研究の結果、知的財産権等の権利（特許権、実用新案権及び意匠権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）が生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することができないこと。
 - 七 その他必要と認める条件
- 2 止むを得ない理由により受託研究を中止した場合において、特に必要があると認める

ときは、不用となった経費の額の範囲内において、その経費の全部又は一部を返還することができる。

- 3 委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体であるときは、第1項第2号及び第4号の条件についてはこれを付さないことができる。

(受入の申請)

第4条 受託研究の申し込みをしようとする者は、受託研究申込書(別紙第1号様式)を校長に提出するものとする。

(受入の決定)

第5条 受託研究の受入れについて前条の申請があったときは、本校運営委員会を経て校長が決定するものとする。

- 2 前項の受入については受託研究を行うことが教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがない場合とする。

(受入決定の通知)

第6条 校長は、受託研究の受入を決定したときは受託研究受入決定通知書(別紙第2号様式)により申請者、契約担当役及び研究担当者に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条の通知を受けた場合は、受託研究契約書(別紙第3号様式)により契約を締結しなければならない。

- 2 契約担当役は、契約を締結したときは、速やかに校長及び研究担当者に通知するものとする。

(受託研究等の費用)

第8条 受託研究の費用(以下「受託研究費用」という。)は、受託研究遂行上特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の直接経費(以下「直接経費」という。)、間接経費、及び受託料とし、受託契約において受託研究費用を定めるものとする。

- 2 委託者は、直接経費の30%を間接経費として負担するものとし、これによらない場合は規則の定めるところとする。
- 3 受託料は、本校と委託者とで協議して定める。

(中止又は期間の延長)

第9条 研究担当者は、天災地変その他やむを得ない理由により、受託研究の継続が困難となったとき、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちにその旨を校長に報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 校長は、前項の報告により受託研究の中止又はその期間の延長についてやむを得ないと認めるときは、これらの中止又は延長を決定し、契約担当役に通知するものとする。

- 3 契約担当役は、前項の通知を受けた場合はただちに申請者と協議し、契約の解除又は契約の変更を行うものとする。

(受託研究費用の納付時期及び方法)

- 第10条 委託者は、第8条による受託研究費用を、本校出納命令役の発行する請求書により、定められた期間内に定められた方法により、遅滞なく納付しなければならない。
- 2 前条により変更契約を締結したことにより、研究費用が増加した場合は第1項に準じて当該研究費用を納入するものとする。また、費用が減少した場合は、当該費用を委託者に返還するものとする。

(知的財産権の帰属)

- 第11条 受託研究等の成果に知的財産権の対象となる物がある場合、当該知的財産権の帰属は次のとおりとする。
- 一 受託研究の結果、本校の研究担当者が行った発明等に係わる知的財産権は、当該研究担当者から機構が承継し、機構単独保有の知的財産権（以下「機構単独保有知的財産権」という。）とすることができる。この場合の取り扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則によるものとする。
 - 二 当該受託研究等に係わる発明等が、本校研究担当者と委託者に属する従業員及び役員との共同発明等であると認められる場合の知的財産権は、機構及び委託者の共有とすることができるものとし、その持分はそれぞれの発明者等の貢献割合とする。この場合において、本校と委託者との間で、当該知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）に係るそれぞれの持分を定めた共同出願契約を締結するものとする。

(特許権等の実施の許諾)

- 第12条 本校は、機構単独保有知的財産権について、委託者又は委託者の指定する者（以下「委託者等」という。）に、有償で実施させることができる。
- 2 本校は、共有知的財産権について、委託者等が独占的に実施することを認めることができる。
 - 3 前2項の場合において、本校と委託者等の間で当該知的財産権の実施許諾契約を締結するものとする。
 - 4 独占実施期間は、原則として10年間とする。ただし、特別の事情がある場合は、3年を限度として、期間を延長することができる。

(第三者に対する実施の許諾)

- 第13条 本校は、機構単独保有知的財産権について、委託者等に独占的实施権を許諾していない場合には、委託者等以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該権利の実施を許可することができる。
- 2 本校は、機構単独保有知的財産権及び共有知的財産権について、委託者等に独占実施権を許諾している場合において、委託者等が当該知的財産権を前条に定める独占実施の

期間（以下「独占実施期間」という。）の第4年次以降において、正当な理由なく実施しないときは、第三者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができる。

- 3 本校は、前条第3項の規定により委託者等に独占実施を許諾した場合において、当該独占実施を許諾したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、独占実施期間中においても、第三者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができる。
- 4 本校は、第三者に対し実施を許諾したときは、その旨を委託者に通知するものとする。

（受託研究の完了）

第14条 研究担当者は、受託研究が終了したときは、受託研究終了報告書（別紙第4号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、所定の報告様式を持って報告をすることが定められた受託研究等については、その報告書の写しの提出を持って報告できるものとする。

- 2 校長は、前項の報告を受けた場合は、これを確認の上、委託者及び契約担当役に通知するものとする。前項ただし書きにより、研究担当者から委託者へ報告されている場合は、契約担当役にのみ通知するものとする。

（研究成果の公表）

第15条 受託研究の成果を公表するときは、委託者の承認を得るものとする。

（本取扱要領によらない場合）

第16条 国・及び国に準ずる機関等からの公募による受託研究で、別に定める規則等に準ずる必要がある場合は、本取扱要領にかかわらず当該規則等に準ずるものとする。

（雑則）

第17条 この要領によりがたい場合は、別途協議のうえ定める。

附 則（平成16年4月1日制定）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月14日一部改正）

この要領は、平成23年6月14日から施行する。

附 則（平成25年3月12日一部改正）

この要領は、平成25年3月12日から施行する。

別紙第1号様式

平成 年 月 日

宇部工業高等専門学校長 殿

住 所
氏 名 印

受 託 研 究 申 込 書

宇部工業高等専門学校受託研究取扱要領第3条に掲げる条件を遵守のうえ、下記のとおり受託研究の申し込みをします。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的及び内容
- 3 研究に要する経費
- 4 器具、機材等提供の有無（品名、数量、期間、貸与、寄附等の区分）
- 5 完成期限（又は委託期間）
- 6 希望担当教員（学科・職名・氏名）
- 7 委託条件
- 8 その他

（注）氏名については、法人の場合はその名称及び代表者名を記載すること。

別紙第1号様式の2

研究費等算定内訳書

受託研究の題目

委託者

受託金額

内訳

費目	金額	算定根拠
1. 直接経費	(円)	
謝金		
旅費		
研究費		
備品費		
消耗品費		
印刷費		
雑役務費		
・		
・		
・		
計		
2. 間接経費		
3. 受託料		
合計		

別紙第2号様式の1

平成 年 月 日

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
宇部工業高等専門学校長

受託研究の受入れについて（通知）

平成 年 月 日付けで申込のありました下記の受託研究について、受入れを決定しましたので通知します。

記

1. 研究題目
2. 研究担当者

別紙2号様式の2

平成 年 月 日

契約担当役 殿

校長

受託研究の受入れについて（通知）

下記の受託研究 について、受入れを決定しましたので通知します。

記

1. 受託研究機関
住 所
名 称
代表者氏名
2. 研究題目
3. 研究担当者

※ 本通知書の（写）を本校研究担当者に配布することで、研究者への通知に代えるものとする。

別紙第3号様式

受託研究契約書(モデル)

受託者 独立行政法人国立高等専門学校機構宇部工業高等専門学校(以下「甲」という。)
と委託者 ○○○○(以下「乙」という。)は、次の各条によって受託研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

(用語の定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、研究成果報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)

2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。

3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

一 特許法に規定する通常実施権又は専用実施権、実用新案法に規定する通常実施権又は専用実施権、意匠法に規定する通常実施権又は専用実施権

二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権又は専用利用権

三 種苗法に規定する通常利用権又は専用利用権

四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて非独占的に実施をする権利又は独占的に実施をする権利

五 プログラム等の著作権に係る著作物について非独占的に実施をする権利又は独占的に実施をする権利

六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて非独占的に実施をする権利又は独占的に実施をする権利

5 本契約書において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。「研究協力者」とは、次条及び本契約第5条第2項記載以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の内容等)

第2条 甲は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を乙の委託により実施するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究目的

(3) 研究内容

(4) 研究担当者

(5) 研究に要する経費 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

（うち直接経費 円）

（うち間接経費 円）

（うち受託料 円）

(6) 研究期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする

(7) 提供物品

(8) 研究場所

(9) その他

(研究成果の報告)

第3条 甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究成果の概要

(3) 研究成果の今後の活用方法

(4) 研究経費の支出実績

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本受託研

究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究の遂行)

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たって被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(再委託等)

第6条 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、本受託研究の再委託してはならず、また、この契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(研究経費の納付)

第7条 乙は、第2条の研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を甲が定める納付期限までに納付しなければならない。

2 乙は所定の納付期限までに前項の経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(経理)

第8条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙が負担するものとする。

2 甲は、第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

(受託研究の中止又は機関の延長)

第11条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(提供物品の返還)

第 12 条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第 2 条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究経費の返還)

第 13 条 第 11 条又は第 12 条の規定により、本受託研究を完了し、又は本受託研究を中止し、もしくは延期する場合において、第 7 条第 1 項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費が不足した場合の措置)

第 14 条 甲は、納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第 15 条 受託研究の結果生じた知的財産権は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。なお、これらの権利のうち、特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利の帰属、並びにプログラム等の著作物の帰属については、それぞれ甲又は甲に帰属する研究担当者に帰属するものとする。

2 前項の知的財産権が甲に帰属した場合は、甲は、乙に対しこれを無償で使用させ、又は譲与することができない。

ただし、研究交流促進法（昭和 61 年法律第 57 号）第 7 条の規定に基づき、乙の申し出により、その研究の成果に係る甲に属する特許権又は実用新案権の一部を、乙に譲渡することができるものとする。

3 前項ただし書きの規定により、甲が乙に当該特許権又は実用新案権の一部を譲渡することを決定したときは、別に定める譲渡契約書により、これを行うものとする。

4 乙は、第 1 項の知的財産権が甲に属する研究担当者に帰属した場合には、当該甲に属する研究担当者との協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

(持分の譲渡等)

第 16 条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって前条第 1 項の規定により甲に承継された特許を受ける権利又は前条第 2 項ただし書きの規定により乙と共有となった特許権の持ち分を、乙又は甲及び乙が協議の上指定されたものに限り譲渡又は専用実施権の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権設定契約により、これを行うものとする。

2 甲が、甲及び乙が協議の上指定した者に甲に承継された特許を受ける権利を譲渡又は専用実施権等の設定を行った場合、本契約第 17 条、第 18 条及び第 19 条中「甲」とあるのは「甲及び乙が協議の上指定した者」と読み替えるものとする。

3 甲は、乙以外の者への共有に係る特許権の持ち分の譲渡又は専用実施権の設定に当たっては、あらかじめ乙の書面による同意を得なければならない。

(優先的实施権)

第17条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって第15条第1項の規定により甲に承継された知的財産権（著作権及びノウハウ並びに本条第2項に規定するものを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。）を、次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙又は甲及び乙が協議の上指定した者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、優先的通常実施権（以下「優先的実施権」という。）を許諾するものとし、その優先的に実施させる期間（以下「優先的実施期間」という。）は、当該知的財産権の実施許諾契約の日から10年を越えない範囲内とする。

2 甲は、第15条第2項ただし書きの規定により共有となった知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を、次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、前項と同様な優先的実施権を許諾するものとする。

3 甲は、乙又は甲及び乙が協議の上指定した者から前2項に規定する優先的実施期間を延長したい旨の申し出があった場合には、優先的実施期間を延長することができるものとする。この場合、延長する期間については、甲乙協議の上定めるものとする。

(不実施補償)

第18条 甲は、乙又は甲及び乙が協議の上指定した者が、甲に承継された知的財産権を、前条第1項及び第3項に規定する優先的実施期間中その第4年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙に対し、不実施補償の請求をすることができるものとする。

2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本受託研究完了の翌日から起算して4年以内に正当な理由なく実施しない場合、又は、乙の指定する者が共有に係る知的財産権を前条第2項及び第3項に規定する優先的実施期間中その第4年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 不実施補償の金額、支払方法等については、前条の実施許諾に関する契約の締結時に甲乙協議の上定めるものとする。

(第三者に対する実施権等の許諾)

第19条 甲は、乙又は甲及び乙が協議の上指定した者が、甲に承継された知的財産権を、第17条第1項及び第3項に規定する優先的実施期間中その第4年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙及び甲、乙が協議の上指定した者の意見を聴取の上、乙及び甲、乙が協議の上指定した者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施権等を許諾することができるものとする。

2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本受託研究完了の翌日から起算して4年以内に正当な理由なく実施しない場合、又は、乙の指定する者が共有に係る知的財産権を第17条第2項及び3項に規定する優先的実施期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 甲は、第17条1項の規定により、乙又は甲及び乙が協議の上指定した者に知的財産権の実施権等を許諾した場合において、当該知的財産権の実施を許諾したことが公共の利益を損なうと認められるときは、優先的実施期間中においても、第三者に対して知的財産権の実施権等を許諾できるものとする。

(実施料)

第20条 乙又は甲及び乙が協議の上指定した者は、甲に承継された知的財産権を実施するときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施するときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、要害実施料を甲及び乙の持分に応じて、それぞれ配分するものとする。

3 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれ配分するものとする。

(情報の開示)

第21条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を書面（電子的記録を含む）により甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

(秘密の保持)

第22条 甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方より開示を受け、又は技術上及び営業上の一切の情報について、第2条の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。

ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 甲は、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。前項ただし書きの規定は本校に準用する。

3 前2項の有効期間は、第2条の本受託研究開始の日から研究完了後又は研究中止後5年を経過する日までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

第23条 甲及び乙は、本受託研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）

の翌日から起算し2ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第22条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という高専の社会的使命を踏まえ、相手側の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行うおとす日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後30日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

4 第2項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第24条 甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究協力者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

3 当該当事者は、研究協力者となるに本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。

4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（契約の解除）

第25条 甲は、乙が研究費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後20日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第 26 条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第 27 条 本契約の有効期間は、第 2 条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第 3 条及び第 4 条、第 12 条及び第 13 条、第 15 条から第 24 条、第 26 条及び第 29 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第 28 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 29 条 本契約に関する訴えは、甲を所在地とする山口地方裁判所の管轄に属する。

別紙第4号様式

平成 年 月 日

宇部工業高等専門学校長 殿

研究担当者氏名 印

受託研究終了報告書

受託研究を終了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 研究題目
2. 研究成果の概要
3. 研究結果の今後の活用方法
4. 研究経費の支出実績
5. その他

(注) 研究結果については、概要を記載し結果（知的財産権等の発生を含む。）の詳細を添付すること。